

介護制度改革本部の設置について

1. 設 置

介護保険法附則第2条に基づき平成17年に予定されている介護制度改革について、福祉、医療、年金など制度横断的な関連諸施策の総合的な調整を行うため、厚生労働省に介護制度改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

2. 本部の構成員

改革本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官	本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	老健局長		
本部員	大臣官房長、総括審議官、技術総括審議官、 医政局長、健康局長、社会・援護局長、保険局長、年金局長 政策統括官（社会保障担当） 高齢・障害者雇用対策部長、障害保健福祉部長、 大臣官房審議官（老健・健康担当）、社会保険庁運営部長 社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、 老健局総務課長、参事官（社会保障担当） その他本部長が指名する者（関係課長：別紙）		

3. 幹事会の設置

改革本部内に、介護保険制度と障害保健福祉施策との関係に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

老健局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、
社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、
老健局総務課長、参事官（社会保障担当）

4. 事務局

事務局長	老健局総務課長
事務局次長	大臣官房総務課企画官（老健局併任）、 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官 障害保健福祉部精神保健福祉課精神保健企画官

○事務局の庶務は、社会・援護局総務課及び障害保健福祉部企画課の協力を得て老健局総務課において行う。

大臣官房総務課長

会計課長

厚生科学課長

医政局 総務課長

看護課長

健康局 総務課長

保険局 総務課長

医療課長

年金局 総務課長

高齢・障害者雇用対策部企画課長

障害保健福祉部障害福祉課長

精神保健福祉課長

社会保険庁運営部企画課長

老健局 介護保険課長

計画課長

振興課長

老人保健課長

介護保険指導室長

介護制度改革本部設置規程

〔平成16年1月8日
厚生労働大臣伺い定め〕

(設置)

第1条 介護制度改革の総合的な推進を図る観点から、制度横断的な関連施策の調整を行うため、厚生労働省に介護制度改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、事務次官をもって充てる。

3 本部長代理は、厚生労働審議官をもって充てる。

4 副本部長は、老健局長をもって充てる。

5 本部員は、別紙1の職務にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

6 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第3条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長及び幹事を置く。

3 幹事長は、老健局長をもって充てる。

4 幹事は、別紙2の職務にある者をもって充てる。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、老健局総務課長をもって充てる。

4 事務局次長は、大臣官房総務課企画官（老健局併任）、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官及び障害保健福祉部精神保健福祉課精神保健企画官をもって充てる。

5 事務局員は、本部長の指名する者をもって充てる。

6 事務局の庶務は、社会・援護局総務課及び障害保健福祉部企画課の協力を得て、老健局総務課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

別紙 1

大臣官房長
総括審議官
技術総括審議官
医政局長
健康局長
高齢・障害者雇用対策部長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
大臣官房審議官（老健・健康担当）
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
社会保険庁運営部長
社会・援護局総務課長
障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
参事官（社会保障担当）

別紙 2

社会・援護局長

障害保健福祉部長

社会・援護局総務課長

障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

参事官（社会保障担当）